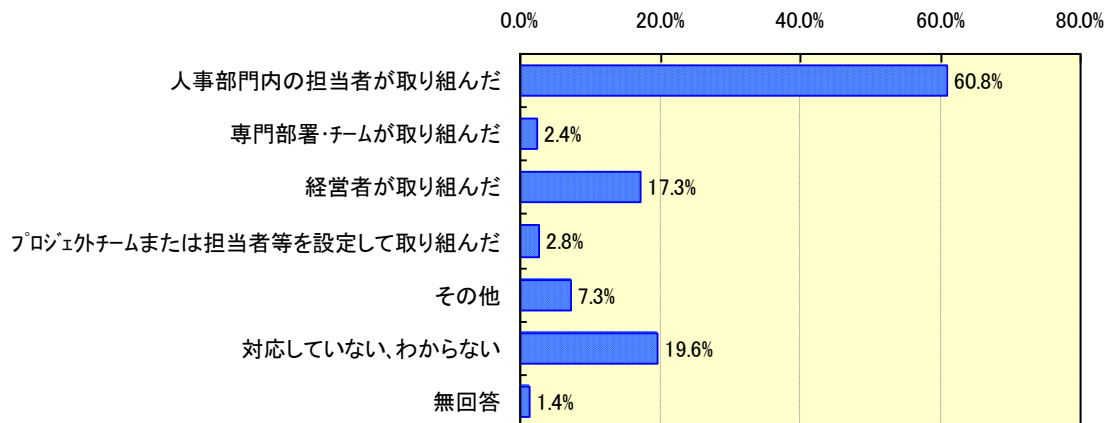


### 3. 改正育児・介護休業法への対応方針や推進方法、従業員への周知状況等

#### (1) 改正育児・介護休業法への対応の推進方法

改正育児・介護休業法への対応をどのように進めたかについてみると、「人事部門内の担当者が取り組んだ」が60.8%で最も割合が高くなっている。

図表Ⅱ-2-27 改正育児・介護休業法への対応の推進方法：複数回答（Q10）n=572



#### <業種別>

図表Ⅱ-2-28 業種別 改正育児・介護休業法への対応の推進方法：複数回答（Q10）

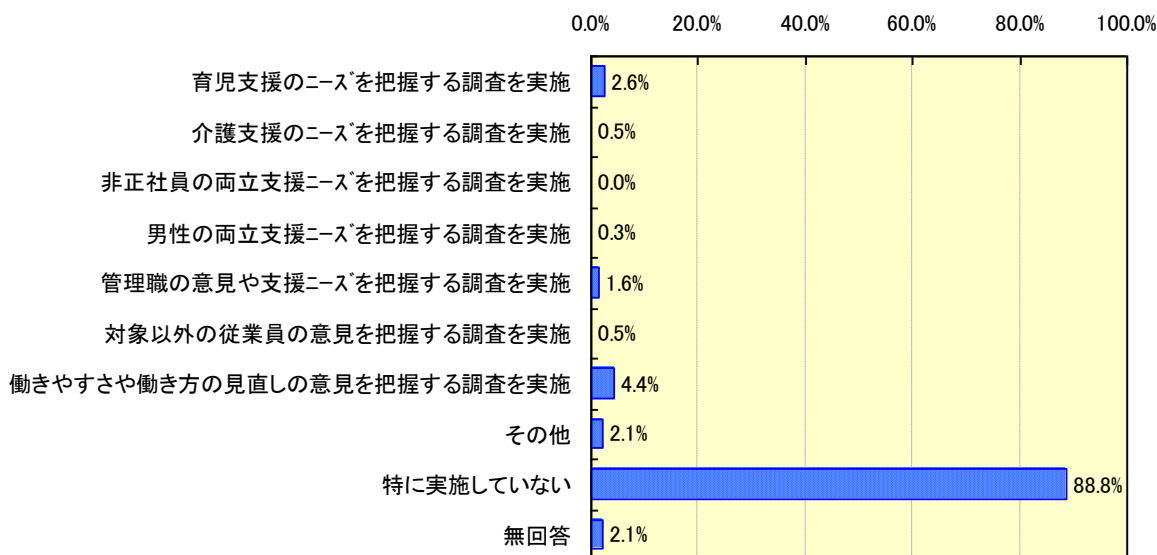
	合計	Q10 改正育児・介護休業法への対応						無回答	
		人事部門内の担当者が取り組んだ	専門部署・チームが取り組んだ	経営者が取り組んだ	プロジェクトチームまたは担当者等を設定して取り組んだ	その他	対応していない、わからない		
全体	572 100.0	348 60.8	14 2.4	99 17.3	16 2.8	42 7.3	112 19.6	8 1.4	
Q2 業種	建設業	53 100.0	30 56.6	1 1.9	8 15.1	1 1.9	3 5.7	14 26.4	1 1.9
	製造業	118 100.0	74 62.7	2 1.7	20 16.9	2 1.7	9 7.6	20 16.9	2 1.7
	情報通信業、運輸業、郵便業	70 100.0	31 44.3	2 2.9	11 15.7	4 5.7	4 5.7	24 34.3	1 1.4
	卸売業、小売業	80 100.0	50 62.5	1 1.3	11 13.8	4 5.0	7 8.8	12 15.0	2 2.5
	金融業、保険業、不動産業、電気・ガス・熱供給・水道業	14 100.0	12 85.7	0 0.0	1 7.1	0 0.0	1 7.1	1 7.1	0 0.0
	飲食業、宿泊業、教育・学習支援業、その他サービス業	107 100.0	71 66.4	4 3.7	17 15.9	2 1.9	6 5.6	19 17.8	0 0.0
	医療・福祉	72 100.0	47 65.3	2 2.8	20 27.8	3 4.2	2 2.8	10 13.9	1 1.4
	その他	48 100.0	28 58.3	1 2.1	11 22.9	0 0.0	9 18.8	8 16.7	1 2.1

## (2) 改正育児・介護休業法への対応検討時の従業員ニーズの把握状況

改正育児・介護休業法への対応を検討する際、もしくは、それ以外の検討時に、従業員のニーズ把握のために、聞き取りやアンケートを実施したかをみると、「特に実施していない」が88.8%を占めている。

図表Ⅱ-2-29 改正育児・介護休業法への対応検討時の従業員ニーズの把握状況

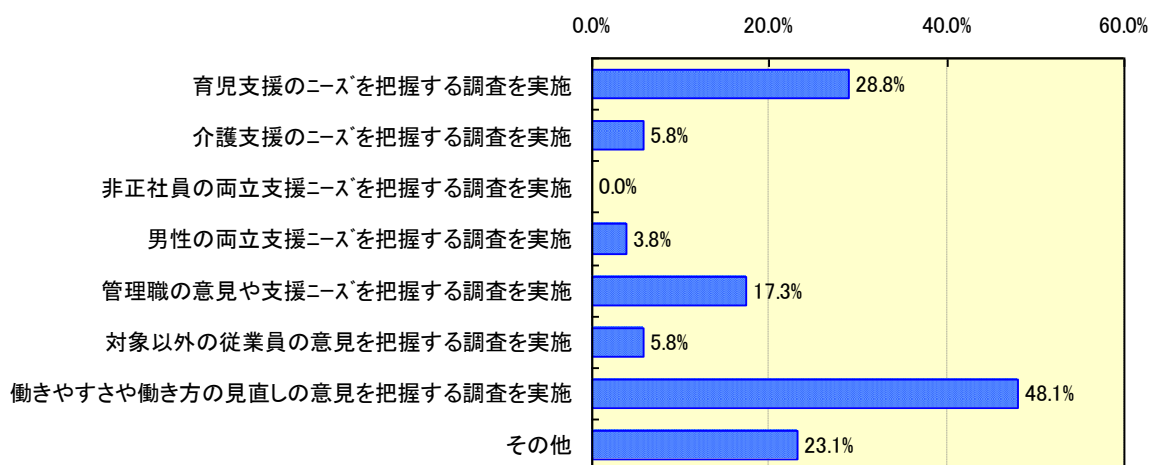
: 複数回答 (Q11) n=572



「特に実施していない」と無回答を除いた、いずれかを実施している52件で比率をみると、「従業員全体の働きやすさや働き方の見直しに関する意見を把握するための調査を実施した」が48.1%で最も割合が高く、次いで「育児支援のニーズを把握するための調査を実施」が28.8%となっている。

図表Ⅱ-2-30 改正育児・介護休業法への対応検討時の従業員ニーズの把握状況

(実施している企業のみでの集計) : 複数回答 (Q11) n=52

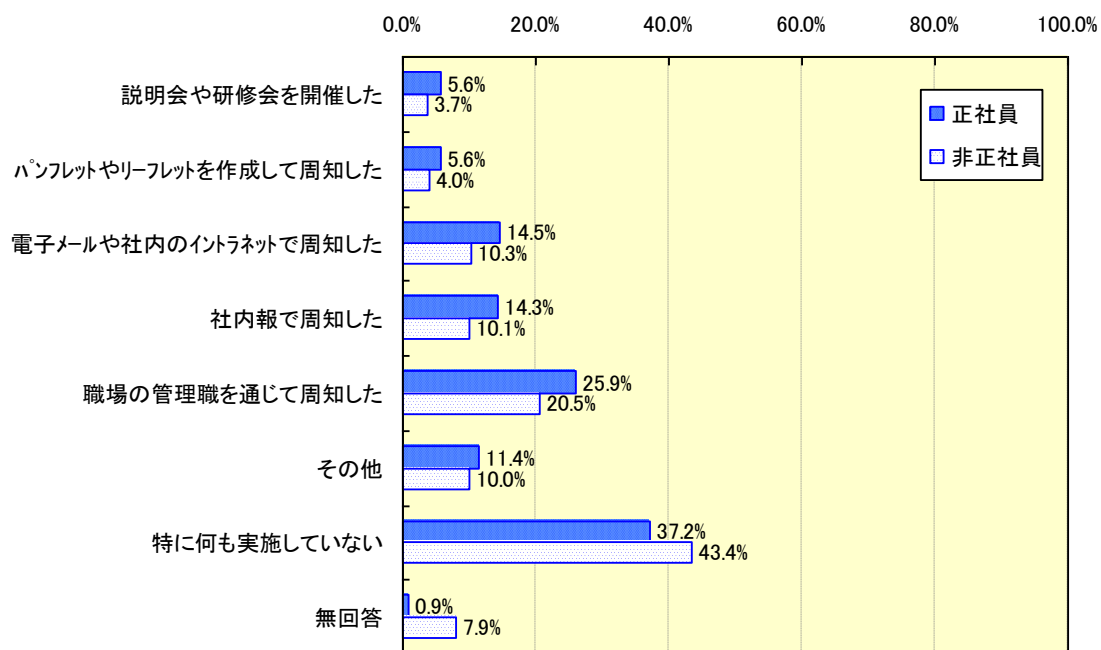


### (3) 改正育児・介護休業法の内容や自社の対応についての従業員への周知方法

改正育児・介護休業法の内容や、制度改正などの自社の対応について、従業員にどのように周知したかについてみると、正社員、非正社員とも「特に何も実施していない」の割合が高く、正社員が37.2%、非正社員が43.4%を占めている。

実施しているものでは、「職場の管理職を通じて周知した」の割合が最も高く、正社員が25.9%、非正社員が20.5%となっている。

図表Ⅱ-2-31 改正育児・介護休業法の内容や自社の対応についての従業員への周知方法  
：複数回答（Q12）n=572



#### (4) 制度利用対象外の従業員との公平性確保のための取組

育児・介護目的の制度の利用対象となっていない従業員と、制度利用者の公平性を確保するために取り組んでいることがあるかについてみると、「特に実施していることはない、わからない」が68.2%を占めている。

実施しているものでは、「育児・介護目的での制度利用のために、特定の人に負担がかからないように、職場のマネジメント面で工夫を行っている」が14.5%で最も割合が高く、次いで「すべての従業員が無理のない働き方ができるよう働き方の見直しを図る」が13.6%となっている。

図表Ⅱ-2-32 制度利用対象外の従業員との公平性確保のための取組：複数回答（Q13）n=572

